

無登録で仮想通貨交換業を行う者の名称等について
 (Names, etc. of Persons who Conduct Virtual Currency Exchanges Business without Registration)

○ご覧いただく場合の留意事項
 ・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で資金決済に関する法律第63条の2の規定に違反し、無登録で仮想通貨交換業を行っていることが確認できた者です。そのため、掲載されていない者であっても、無登録交換業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
 ・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。
 ・仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。

商号、名称又は氏名等 (Trade Name or Name, etc.)	所在地又は住所 (Location of Office or Address)	仮想通貨交換業の内容等 (Content, etc. of Virtual Currency Exchanges Business)	備考 (Notes)	掲載時期 (Publication time)
Blockchain Laboratory Limited 代表者 Jay Liu	13A The Macau Square, Macau, Macau	インターネットを通じて、仮想通貨の売買の媒介を行っていたもの	登記簿上の業者名等は「BLOCKCHAIN LABO TECHNOLOGY DEVELOPMENT LIMITED」、「所在地又は住所」は「Av. Do Infante D. Henrique, nº s 47-53, The Macau Square, 13 th Floor, Room A, em Macau」との情報あり。仮想通貨に関するセミナーを各地で開催。 なお、当該業者は、金融商品取引法における登録を受けずに、インターネットを通じて、ファンドの募集若しくは私募又はその取扱いを行っていたとして、関東財務局より警告を受けている。	平成30年2月
Binance 代表者 Changpeng Zhao	香港	インターネットを通じて、日本居住者を相手方として、仮想通貨交換業を行っていたもの		平成30年3月